

○社会福祉法人新潟南福祉会 定款

	平成 6年 7月21日制定	改正	平成21年 3月27日議決
改正	平成 7年 7月10日議決	改正	平成21年 5月25日議決
改正	平成 9年 3月28日議決	改正	平成22年 2月26日議決
改正	平成 9年 8月29日議決	改正	平成23年10月17日議決
改正	平成10年 3月20日議決	改正	平成24年 3月28日議決
改正	平成11年 3月24日議決	改正	平成25年 3月28日議決
改正	平成11年 7月26日議決	改正	平成25年 5月29日議決
改正	平成12年10月18日議決	改正	平成26年 3月26日議決
改正	平成13年 1月26日議決	改正	平成26年 7月21日議決
改正	平成14年 1月25日議決	改正	平成26年10月22日議決
改正	平成15年 1月24日議決	改正	平成27年 3月27日議決
改正	平成16年 3月30日議決	改正	平成28年 1月27日議決
改正	平成16年12月27日議決	改正	平成29年 1月25日議決
改正	平成17年 3月30日議決	改正	平成29年 6月15日議決
改正	平成17年 5月29日議決	改正	平成30年 6月22日議決
改正	平成17年 6月24日議決	改正	令和 2年 6月24日議決
改正	平成18年 3月31日議決	改正	令和 2年10月26日議決
改正	平成18年 5月30日議決	改正	令和 4年 6月22日議決
改正	平成18年11月10日議決	改正	令和 5年 6月23日議決
改正	平成19年 3月14日議決	改正	令和 5年11月15日議決
改正	平成19年 5月29日議決	改正	令和 6年 3月29日議決
改正	平成20年 6月18日議決	改正	令和 6年 7月22日議決
改正	平成20年 9月29日議決		

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活と心身ともに健やかに育成され、地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) ケアハウスの経営

(2) 第2種社会福祉事業

- (イ) 老人短期入所事業の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (ニ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ホ) 放課後児童健全育成事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人新潟南福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を新潟県新潟市西蒲区称名825番地に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を新潟県新潟市西蒲区大潟198番地及び新潟県新潟市西区金巻728番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行なう。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、報酬は支給しない。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く。
- 3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 解散及び合併
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当る多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分

- (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数が多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから議長が指名した議事録署名人2名が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

- 第15条** この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

- 第16条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 業務執行理事のうち、1名を副理事長とする。

(理事の職務及び権限)

- 第17条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第19条** 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第20条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第21条** 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会の決議において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(事務局員及び職員)

- 第22条** この法人に、事務局を置く。
- 2 この法人に事務局長（以下「局長」という。）、事務局次長（以下「次長」という。）及び設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）を置き、その他職員若干名を置く。
 - 3 局長、次長及び施設長等は、理事会において、選任及び解任する。
 - 4 局長、次長及び施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

- 第23条** 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 2 議長は、その都度選任する。

(権限)

- 第24条** 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 新潟県新潟市西蒲区称名825番地外7筆

宅地		16,324.51㎡
建物	特別養護老人ホーム「虹の里」	
	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	3,290.52㎡
	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	924.76㎡
	ケアハウス「虹の家」	
	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺二階建	870.08㎡
車庫		
	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	145.00㎡
	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建	49.30㎡
	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建	17.88㎡

(2) 新潟県新潟市西蒲区大潟198番

特別養護老人ホーム「花見の里」敷地

宅地

9,253.85㎡

新潟県新潟市西蒲区大潟字花見198番地、198番地2所在の

特別養護老人ホーム「花見の里」

建物 鉄筋コンクリート・鉄骨造かわら

	・陸屋根 3 階建て	4, 827. 20㎡
車庫		
	鉄骨造鋼板葺平屋建	146. 85㎡
(3)	新潟県新潟市西区金巻字蒔多728番地、718番地3、718番地4、721番地1、722番地1、723番地1、727番地1	
建物	特別養護老人ホーム「黒埼の里」 デイサービスセンター「黒埼の里」	
	鉄筋コンクリート造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺二階建	4, 662. 98㎡
車庫		
	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	135. 00㎡
(4)	新潟県新潟市西蒲区大潟276番1外4筆	
宅地		2, 856. 51㎡
建物	小規模多機能型居宅介護事業所「ふれあい花見」 木造かわらぶき平家建	424. 86㎡
倉庫・事務所		
	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	311. 05㎡
(5)	新潟県新潟市西蒲区漆山2747番1外1筆	
宅地		588. 42㎡
建物	小規模多機能型居宅介護事業所「漆山久兵衛さあ～家」 木造亜鉛メッキ鋼板・かわらぶき 2 階建	324. 26㎡
(6)	新潟県新潟市西蒲区馬堀5887番1外3筆	
宅地		690. 10㎡
雑種地		250㎡
建物	小規模多機能型居宅介護事業所「縁結びの館・岩田家」 木造セメントかわら・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	375. 87㎡
(7)	新潟県新潟市南区味方字一号89番1、89番3、89番8、90番1	
	小規模多機能型居宅介護事業所「いきいき味方」敷地	
宅地		1, 321. 23㎡
雑種地		375㎡
	新潟県新潟市南区味方字一号89番地3所在の 小規模多機能型居宅介護事業所「いきいき味方」	
建物		
	鉄骨造陸屋根 2 階建	752. 03㎡
(8)	新潟県新潟市南区味方字一号91番3	
	認知症共同生活介護「グループホーム味方」敷地	
宅地		806. 39㎡
	新潟県新潟市南区味方字一号91番地3所在の 認知症共同生活介護「グループホーム味方」	
建物		

木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	290.04㎡
<p>(9) 新潟県新潟市西区板井字居掛604番 小規模多機能型居宅介護事業所「笑い愛くろさき」敷地 宅地</p>	
	1,120.00㎡
<p>新潟県新潟市西区板井字居掛604番地所在の 小規模多機能型居宅介護事業所「笑い愛くろさき」 建物</p>	
木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	534.23㎡
<p>(10) 新潟県新潟市西蒲区大潟字花見198番2 デイサービスセンター「西川」敷地 宅地</p>	
	2,700.00㎡
<p>新潟県新潟市西蒲区大潟字花見198番地2所在の デイサービスセンター「西川」 建物</p>	
鉄筋コンクリート造かわらぶき平家建	787.04㎡
<p>(11) 新潟県新潟市西蒲区井随下境 444 番地 建物 小規模多機能型居宅介護事業所「愛楽結いずい」 木造かわらぶき平家建</p>	
	346.97㎡

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上及び評議員総数の3分の2以上の同意を得て、新潟市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、新潟市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第31条** この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第32条** この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

- 第33条** この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

- 第34条** この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規則により処理する。

(臨機の措置)

- 第35条** 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活と心身ともに健やかに育成され、地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 介護保険法に定める訪問調査の受託等
- (3) 新潟市地域包括支援センター事業の受託
- (4) 生活支援体制整備事業
- (5) 新潟市西川社会福祉センターの受託経営
- (6) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業
- (7) 福祉有償運送事業
- (8) 配食サービス事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散及び合併

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第39条 合併しようとするときは、評議員総数の3分の2以上の決議を得て、新潟市長の認可を受けなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員総数の3分の2以上の決議を得て、新潟市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を新潟市長に届出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人新潟南福社会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	吉崎 忠左久
理事	斎藤 精三郎
	畠山 與志雄
	織田島 角
	清水 喜一
	山際 要太郎
	堤 徳一
	野上 隆典
	堀 敏雄
	北澤 昭松
監事	山保 芳夫
	田辺 耕治
	小林 昭英

附則（平成 7年 7月10日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附則（平成 9年 3月28日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附則（平成 9年 8月29日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附則（平成10年 3月20日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附則（平成11年 3月24日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附則（平成11年 7月26日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附則（平成12年10月18日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附則（平成13年 1月26日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附則（平成14年 1月25日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附則（平成15年 1月24日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附則（平成16年 3月30日）

この改正定款は、新潟県知事の認可の日から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成17年 7月14日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成18年 8月11日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成19年 1月22日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成19年 5月22日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成19年 8月10日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成20年 6月30日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成20年11月 4日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成21年 6月19日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成21年 9月15日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成22年 5月18日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成24年 2月27日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成24年 6月26日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成25年 5月23日）から施行する。

附則

この改正定款は、平成25年 5月29日から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成26年 5月 2日）から施行する。但し、第5条及び第13条については、平成26年7月21日から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成26年 8月18日）から施行する。

附則

この改正定款は、平成26年10月22日から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成27年 4月28日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成28年 2月 8日）から施行する。

附則

この改正定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成29年 7月18日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（平成30年7月18日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（令和2年8月11日）から施行する。

附則

この改正定款は、令和2年10月26日から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（令和4年8月15日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（令和5年8月15日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（令和6年2月8日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（令和6年5月10日）から施行する。

附則

この改正定款は、新潟市長の認可の日（令和6年8月6日）から施行する。